

港湾空港技術研究所職員給与規則

				平成18年4月1日	
				研究所規則第5号	
一部改正	平成19年	4月	1日	研究所規則第6号	
一部改正	平成19年	7月	1日	研究所規則第7号	
一部改正	平成19年	12月	13日	研究所規則第10号	
一部改正	平成21年	4月	8日	研究所規則第9号	
一部改正	平成21年	5月	29日	研究所規則第11号	
一部改正	平成21年	11月	27日	研究所規則第22号	
一部改正	平成22年	3月	18日	研究所規則第4号	
一部改正	平成22年	11月	29日	研究所規則第13号	
一部改正	平成22年	12月	13日	研究所規則第14号	
一部改正	平成23年	3月	30日	研究所規則第3号	
一部改正	平成23年	4月	28日	研究所規則第4号	
一部改正	平成24年	2月	29日	研究所規則第1号	
一部改正	平成24年	3月	30日	研究所規則第3号	
一部改正	平成25年	3月	29日	研究所規則第6号	
一部改正	平成25年	12月	27日	研究所規則第11号	
一部改正	平成26年	3月	28日	研究所規則第5号	
一部改正	平成26年	12月	1日	研究所規則第11号	
一部改正	平成27年	3月	30日	研究所規則第4号	
一部改正	平成28年	2月	5日	研究所規則第1号	
一部改正	平成28年	4月	1日	研究所規則第1号	
一部改正	平成28年	11月	25日	研究所規則第5号	

第1条 この規則は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所職員給与規程（平成28年度研究所規程第12号。以下「職員給与規程」という。）に定めるもののほか、港湾空港技術研究所及び管理調整・防災部（以下「研究所という。」）の職員の給与について定めることを目的とする。

第2条 削除

第3条 削除

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

(人事交流等により職員となった者の給与)

第11条の2 給与法適用職員又は職員給与規程に相当する規程の適用を受けていた者(以下「公務員等」という。)から職員となった者の俸給は、別に定める基準により、職務の複雑、困難及び責任の度並びにその者の経歴、公務員等であったときの給与等を考慮して決定する。

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

(役職手当)

第17条 役職手当は、別表第1の区分に掲げる役職の職員(以下「管理職員」という。)に、その職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級に応じ、当該区分に応じた額を毎月支給する。

2 職員給与規程第41条の規定により給与が減ぜられて支給される職員の役職手当は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第18条 削除

第19条 削除

第19条の2 削除

第20条 削除

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、職員給与規程第18条の定めによるほか、以下の各号のとおりとする。

- 一 通勤のため自動車その他の交通の用具で、自動車及び自動二輪車（原付含む）（以下「自動車等」という）を使用することを常例とする職員（以下「マイカー通勤者」という。）については、自動車燃料消費量調査（国土交通省指定統計）の「関東運輸局自家用乗用車走行距離」を「関東運輸局自家用乗用車ガソリン消費量」で除した数値（以下「燃費値」という。）と、石油情報センターの神奈川県的一般小売価格（消費税込み）週次調査における最新価格情報（以下「ガソリン単価」という。）をもって、職員の通勤距離に応じ以下の計算式により算出した額を通勤手当として支給する。再計算時期は年2回とし、ガソリン単価は、6月10日及び12月10日以前の直近に公表されている最新のデータから4回分を抽出し、平均単価（円未満四捨五入）を算出し、翌月の通勤手当から反映させる。

$$\text{計算式} = (\text{片道距離} \times 2) \times 21 \text{日} / \text{「燃費値」} \times \text{「ガソリン単価」}$$

- 二 マイカー通勤者については、算出された金額が別表のそれぞれの通勤距離の範囲に準じ1ヵ月当たりの限度額を超える場合は、別表第1の1ヵ月当たりの限度額とする。片道の通勤距離15キロメートル以上の職員については、所得税法基本通達9-6の2（電車やバスなどを利用して通勤しているとみなしたときの通勤定期券1ヶ月当たりの金額が、それぞれの限度額を超える場合にはその金額が支給限度額となる。この場合、利用できる交通機関が無いときは、通勤距離に応じたJRの地方交通線の通勤定期券1ヶ月当たりの金額で判定しても差し支えないとされる。）により算出された額。

- 三 「自動車等」以外のその他の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員は次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額。

イ 自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2千円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4千2百円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7千百円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上である職員 1万2千9百円

第 2 2 条 削除

第 2 3 条 削除

第 2 4 条 削除

第 2 5 条 削除

第 2 6 条 削除

第 2 7 条 削除

第 2 8 条 削除

(任期付研究員の給与)

第 2 9 条 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 条第 1 項に規定する任期付研究員には、別表第 3 の俸給表を適用する。

- 2 所長は、任期付研究員の号俸を、その者が従事する研究業務に応じて別に定める基準により決定する。
- 3 所長は、任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、別に定めるところにより、一時金としてその俸給月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。
- 4 任期付研究員に対する職員給与規程第 2 8 条第 2 項表 1 の規定の適用については、6 月 1 日欄の「1 0 0 分の 1 2 2. 5」及び 1 2 月 1 日欄の「1 0 0 分の 1 3 7. 5」とあるのは、「1 0 0 分の 1 6 2. 5」とする。
- 5 職員給与規程第 6 条から第 1 0 条、第 1 3 条、第 1 5 条、第 1 7 条及び第 3 1 条の規定は、任期付研究員には適用しない。
- 6 第 2 項による号俸の決定及び第 3 項による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行う。
- 7 第 2 項から前項までに規定するもののほか、任期付研究員の給与に関し必要な事項は別に定める。

(再雇用職員の給与)

第 3 0 条 就業規則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する再雇用職員の給与については、職員給与規程別表に定めるほか港湾空港技術研究所再雇用制度に関する規則（平成 2 1 年研究所規則第 7 号）の定めるところにより支給する。

第 3 1 条 削除

第32条 削除

第33条 削除

(育児休業中の給与)

第34条 職員が港湾空港技術研究所育児休業、介護休業等に関する規則（平成18年研究所規則第9号。以下「育児休業及び介護休業等に関する規則」という。）第5条の規定に基づく育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員給与規程第28条に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず職員給与規程第31条に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 職員が育児休業及び介護休業等に関する規則第22条の規定により部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与規程第20条の規定にかかわらず職員給与規程第24条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
- 5 育児休業をした職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。
- 6 第2項から前項までに規定するもののほか、育児休業中の職員の給与等に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業中の給与)

第35条 育児休業及び介護休業等に関する規則第13条の規定に基づく介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員給与規程第28条に規定するそれぞれの基準日に介護休業している職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず職員給与規程第31条に規定するそれぞれの基準日に介護休業している職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 職員が育児休業及び介護休業等に関する規則第23条の規定により部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与規程第20条の規定にかかわらず職員給与規程第24条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
- 5 前項に規定するもののほか介護休業中の職員の給与等に関し必要な事項は、別に定める。

(復職時の調整)

第35条の2 前2条に定めるほか、休職していた職員が職務に復帰した場合は、別に定めるところにより、その号俸を調整することができる。

第36条 削除

第37条 削除

(必要事項の決定)

第38条 この規則の実施について必要な事項は、社会一般の情勢及び給与法等を考慮して、所長が定めるものとする。

(この規則により難い場合の措置)

第39条 特別の事情によりこの規則によることのできない場合又はこの規則によることが著しく不適切であると所長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

別表第1 役職手当

区 分	役 職	職務の級	金 額	摘 要
第Ⅰ種	研究監 フェロー 研究統括監 特別研究主幹 国際主幹	研究職 6級	139,700円(134,000円)	
	研究監 フェロー 研究統括監 部長	一般職 8級	116,900円(99,800円)	
		研究職 5級	129,300円(98,300円)	
第Ⅱ種	特別研究主幹 国際主幹	研究職 5級	103,400円(78,700円)	
第Ⅲ種	課長 領域長 副センター長	一般職 7級	77,400円(63,800円)	管理課長及び 企画調整・防災 課長に限る。
		6級	72,700円(56,200円)	
		研究職 5級	90,500円(68,800円)	
		研究職 4級	78,400円(58,300円)	
	研究計画官	研究職	90,500円(68,800円)	

	研究評価官 知財活用推進官 上席研究官 グループ長	5 級		
第Ⅳ種	課長	一般職 6 級	62, 300 円 (48, 200 円)	
	研究計画官 研究評価官 知財活用推進官 上席研究官 グループ長 主任研究官	研究職 4 級	67, 200 円 (49, 900 円)	
	主任研究官	研究職 3 級	60, 900 円 (43, 300 円)	
備考 所長は、特に必要があると認めるときは、摘要欄の内容についてこの表と異なる定めをすることができる。 () は再雇用職員				

別表第2 マイカー通勤者の非課税となる1ヶ月当たりの限度額の表

片道の通勤距離	1ヶ月当たりの限度額
2キロメートル以上 10キロメートル未満	4, 2 0 0 円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	7, 1 0 0 円
15キロメートル以上 25キロメートル未満	1 2, 9 0 0 円
25キロメートル以上 35キロメートル未満	1 8, 7 0 0 円
35キロメートル以上 45キロメートル未満	2 4, 4 0 0 円
45キロメートル以上 55キロメートル未満	2 8, 0 0 0 円
55キロメートル以上	3 1, 6 0 0 円

別表第3 任期付研究員俸給表

(単位：円)

号俸	俸給月額
1	328, 000
2	364, 000
3	392, 000
4	394, 000

5	454,000
6	515,000
7	595,000
8	692,000
9	790,000

附 則（平成18年4月1日 研究所規則第5号）

（施行期日）

第1条 この規程は平成18年4月1日から施行する。

（職員給与規程の廃止）

第2条 独立行政法人港湾空港技術研究所職員給与規程（平成13年研究所規則第4号）は廃止する。

（特定の級の切替え）

第3条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、当該職員について、そのいずれの級となるかは理事長が決定する。

（号俸の切替え）

第4条 切替日の前日において改正前の規程における俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次条及び第6条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその職員が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその職員が旧号俸を受けていた期間（理事長が別に定めるところにより当該期間を決定する職員にあっては、その期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とし、前項後段の規定により新級を決定される職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める。

（職務の級における最高の号俸を超える号俸の切替え）

第5条 切替日の前日において、職務の級における最高の号俸を超える号俸を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額、給与法適用職員の例により理事長が決定する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第6条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるところによりこれに準ずるものとした職員の新号俸については、その職員が切替日において職務の級の異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長は別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

第7条 附則第2条から前条までの規定に適用については、職員の属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第8条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者に受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年11月27日研究所規則第22号の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じた時はこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（附則第11条の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再雇用制度に関する規則により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が附則第11条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この条において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一 平成21年11月27日研究所規則第2条第1項第1号に規定する減額改定対象職員

100分の99.1

二 前号に掲げる職員以外の職員

100分の99.34

- 2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められる場合、当該職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められる場合、当該職員には、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

第9条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の給与規程第17条の適用については、改正後の給与規程第17条中「加算前における俸給月額」とあるのは「加算前における俸給月額と改正後の給与規程附則第8条の規定による俸給の額との合計額」と、改正後の給与規程第25条第4項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と改正後の給与規程附則第8条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における昇給に関する特例)

第10条 平成22年3月31日までの間における第12条第4項で規定する昇給の号俸数の適用については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 平成19年1月1日における昇給 別に定めるところによる
- 二 前号に定める昇給日以外における昇給 次の表の第1欄に掲げる字句を、それぞれ同表の第2欄に掲げる字句に読み替える。

	第1欄	第2欄
第12条第4項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第12条第5項	2号俸	1号俸

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第10条第2項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（附則第8条の規定による俸給を含み、当該職員が第33条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半減を減ぜられた俸給月額（附則第8条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄の俸給表及び同表の中欄の職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
研究職俸給	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77

2 特例期間においては、本規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 役職手当 当該職員の俸給の役職手当額の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する地域手当月額に100分の10

を乗じて得た額

三 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに役職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

四 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

五 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

六 第31条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ 第31条第1項 前項及び前各号に定める額(労働基準法(昭和22年法律第49号)第76条による休業補償及び労働者災害保険法(昭和22年法律第50号)第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年労働省令第30号)第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額)

ロ 第31条第2項又は第3項 前項並びに第二号から第四号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第31条第4項 前項及び第二号から第三号までに定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第31条第5項 前項並びに第二号から第四号までに定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、第16条及び第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条により算出した給与額から、俸給月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を当該年度における1ヶ月平均所定労働時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、附則第11条の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第二号から第六号まで並びに第3項の適用については、第1項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から附則第11条第1項に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項二号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から附則第11条第二号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第三号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から附則第11条第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第四号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第11条第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第五号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第11条第五号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第六号イ中「前項及び各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第二号から第四号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第二号から第四号」と、同号ハ中「前項及び第二号から第三号まで」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第二号から第三号まで」

と、第3項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第13条の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

第16条 特例期間においては、第34条第4項の規定の適用については、同項中「第8条」とあるのは附則第15条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同第18条第3項において準用する場合を含む。）とする。

第17条 特例期間においては、第35条第1項の規定の適用については、同項中「第8条」とあるのは、附則第15条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同第18条第3項において準用する場合も含む。）とする。

第18条 特例期間においては、第29条第1項の適用を受ける職員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 別表第4に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、その号俸が1号俸から6号俸までの適用を受ける職員 100分の7.77

二 別表第4に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、その号俸が7号俸以上の適用を受ける職員 100分の9.77

2 特例期間においては、第29条第3項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に附則第18条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第15条第2項第二号から第四号まで及び第六号並びに第3項の規定は、第29条第1項の適用を受ける職員に対する地域手当、広域異動手当、期末手当及び程第31条第1項から第5項までの規定により支給される給与の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第15条第2項第三号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第18条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第六号イ中「前項及び各号」とあるのは「第18条第1項及び第3項において準用する第二号から第四号まで」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第二号から第四号」とあるのは「第18条第1項並びに同条第3項において準用する第二号から第四号」と、同号ハ中「前項及び第二号から第三号まで」とあるのは「第18条第1項及び同条第3項において準用する第二号から第三号まで」と読み替えるものとする。

附則別表第1 職務の級の切替表

俸 給 表	旧 級	新 級
	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級

一般職俸給表	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	1 0 級	8 級
	1 1 級	9 級
研究職俸給表		1 0 級
	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
		6 級

附則別表第 2

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	1 2 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	1 2 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	1 2 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1

	9 月以上 1 2 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	1 2 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	1 2 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 1 2 月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	1 2 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 1 2 月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	1 2 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 1 2 月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	1 2 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 1 2 月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	1 2 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 1 2 月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	1 2 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3 月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	17
	6 月以上 9 月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9 月以上 1 2 月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	1 2 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3 月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

	3 月以上 6 月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 1 2 月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	1 2 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3 月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 1 2 月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	1 2 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3 月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 1 2 月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	1 2 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3 月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 1 2 月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	1 2 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3 月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 1 2 月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	1 2 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3 月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 1 2 月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	1 2 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3 月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 1 2 月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	1 2 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3 月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 1 2 月未満		93	76	62	80	68	64	60		

	1 2 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未満			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 1 2 月未満			80	63	84	72	68	64		
	1 2 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未満			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 1 2 月未満			84	64	88	76	72	68		
	1 2 月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3 月未満			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75			
	9 月以上 1 2 月未満			88	66	92	80	76			
	1 2 月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未満			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83				
	9 月以上 1 2 月未満			92	68	96	84				
	1 2 月以上			93	69	97	85				
24	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87				
	9 月以上 1 2 月未満			96	72	100	88				
	1 2 月以上			97	73	101	89				
25	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未満			98	73	102					
	6 月以上 9 月未満			99	74	103					
	9 月以上 1 2 月未満			100	74	104					
	1 2 月以上			101	75	105					
26	3 月未満			101	75	105					
	3 月以上 6 月未満			102	75	106					
	6 月以上 9 月未満			103	76	107					
	9 月以上 1 2 月未満			104	76	108					
	1 2 月以上			105	77	109					
27	3 月未満			105	77						
	3 月以上 6 月未満			106	78						

	6 月以上 9 月未滿			107	79						
	9 月以上 1 2 月未滿			108	80						
	1 2 月以上			109	81						
28	3 月未滿			109	81						
	3 月以上 6 月未滿			110	82						
	6 月以上 9 月未滿			111	83						
	9 月以上 1 2 月未滿			112	84						
	1 2 月以上			113	85						
29	3 月未滿			113							
	3 月以上 6 月未滿			114							
	6 月以上 9 月未滿			115							
	9 月以上 1 2 月未滿			116							
	1 2 月以上			117							
30	3 月未滿			117							
	3 月以上 6 月未滿			118							
	6 月以上 9 月未滿			119							
	9 月以上 1 2 月未滿			120							
	1 2 月以上			121							
31	3 月未滿			121							
	3 月以上 6 月未滿			122							
	6 月以上 9 月未滿			123							
	9 月以上 1 2 月未滿			124							
	1 2 月以上			125							
32	3 月未滿			125							
	3 月以上 6 月未滿			125							
	6 月以上 9 月未滿			125							
	9 月以上 1 2 月未滿			125							
	1 2 月以上			125							

ロ 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 1 2 月未満			1	1
	1 2 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	4	4	1	1
	1 2 月以上	5	5	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	1
	9 月以上 1 2 月未満	8	8	4	1
	1 2 月以上	9	9	5	1
4	3 月未満	9	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	1
	9 月以上 1 2 月未満	12	12	8	1
	1 2 月以上	13	13	9	1
5	3 月未満	13	13	9	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	2
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	3
	9 月以上 1 2 月未満	16	16	12	4
	1 2 月以上	17	17	13	5
6	3 月未満	17	17	13	5
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	6
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	7
	9 月以上 1 2 月未満	20	20	16	8
	1 2 月以上	21	21	17	9
7	3 月未満	21	21	17	9
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	10
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	11
	9 月以上 1 2 月未満	24	24	20	12
	1 2 月以上	25	25	21	13
8	3 月未満	25	25	21	13

	3 月以上 6 月未満	26	26	22	14
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	15
	9 月以上 1 2 月未満	28	28	24	16
	1 2 月以上	29	29	25	17
9	3 月未満	29	29	25	17
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	18
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	19
	9 月以上 1 2 月未満	32	32	28	20
	1 2 月以上	33	33	29	21
10	3 月未満	33	33	29	21
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	22
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	23
	9 月以上 1 2 月未満	36	36	32	24
	1 2 月以上	37	37	33	25
11	3 月未満	37	37	33	25
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	26
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	27
	9 月以上 1 2 月未満	40	40	36	28
	1 2 月以上	41	41	37	29
12	3 月未満	41	41	37	29
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	30
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	31
	9 月以上 1 2 月未満	44	44	40	32
	1 2 月以上	45	45	41	33
13	3 月未満	45	45	41	33
	3 月以上 6 月未満	46	46	42	34
	6 月以上 9 月未満	47	47	43	35
	9 月以上 1 2 月未満	48	48	44	36
	1 2 月以上	49	49	45	37
14	3 月未満	49	49	45	37
	3 月以上 6 月未満	50	50	46	38
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	39
	9 月以上 1 2 月未満	52	52	48	40
	1 2 月以上	53	53	49	41
15	3 月未満	53	53	49	41
	3 月以上 6 月未満	54	54	50	42
	6 月以上 9 月未満	55	55	51	43
	9 月以上 1 2 月未満	56	56	52	44

	1 2 月以上	57	57	53	45
16	3 月未満	57	57	53	45
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	46
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	47
	9 月以上 1 2 月未満	60	60	56	48
	1 2 月以上	61	61	57	49
17	3 月未満	61	61	57	49
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	50
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	51
	9 月以上 1 2 月未満	64	64	60	52
	1 2 月以上	65	65	61	53
18	3 月未満	65	65	61	53
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	54
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	55
	9 月以上 1 2 月未満	68	68	64	56
	1 2 月以上	69	69	65	57
19	3 月未満	69	69	65	57
	3 月以上 6 月未満	70	70	66	58
	6 月以上 9 月未満	71	71	67	59
	9 月以上 1 2 月未満	72	72	68	60
	1 2 月以上	73	73	69	61
20	3 月未満	73	73	69	61
	3 月以上 6 月未満	74	74	70	62
	6 月以上 9 月未満	75	75	71	63
	9 月以上 1 2 月未満	76	76	72	64
	1 2 月以上	77	77	73	65
21	3 月未満	77	77	73	65
	3 月以上 6 月未満	78	78	74	66
	6 月以上 9 月未満	79	79	75	67
	9 月以上 1 2 月未満	80	80	76	68
	1 2 月以上	81	81	77	69
22	3 月未満	81	81	77	69
	3 月以上 6 月未満	82	82	78	70
	6 月以上 9 月未満	83	83	79	71
	9 月以上 1 2 月未満	84	84	80	72
	1 2 月以上	85	85	81	73
23	3 月未満	85	85	81	73
	3 月以上 6 月未満	86	86	82	73

	6 月以上 9 月未満	87	87	83	73
	9 月以上 1 2 月未満	88	88	84	73
	1 2 月以上	89	89	85	73
24	3 月未満	89	89	85	
	3 月以上 6 月未満	90	90	86	
	6 月以上 9 月未満	91	91	87	
	9 月以上 1 2 月未満	92	92	88	
	1 2 月以上	93	93	89	
25	3 月未満	93	93	89	
	3 月以上 6 月未満	94	94	89	
	6 月以上 9 月未満	95	95	89	
	9 月以上 1 2 月未満	96	96	89	
	1 2 月以上	97	97	89	
26	3 月未満	97	97		
	3 月以上 6 月未満	98	98		
	6 月以上 9 月未満	99	99		
	9 月以上 1 2 月未満	100	100		
	1 2 月以上	101	101		
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上 1 2 月未満	104	104		
	1 2 月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		
	9 月以上 1 2 月未満	108	108		
	1 2 月以上	109	109		
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上 1 2 月未満	112	112		
	1 2 月以上	113	113		
30	3 月未満	113			
	3 月以上 6 月未満	114			
	6 月以上 9 月未満	115			
	9 月以上 1 2 月未満	116			
	1 2 月以上	117			

31	3 月未滿	117			
	3 月以上 6 月未滿	118			
	6 月以上 9 月未滿	119			
	9 月以上 1 2 月未滿	120			
	1 2 月以上	121			
32	3 月未滿	121			
	3 月以上 6 月未滿	121			
	6 月以上 9 月未滿	121			
	9 月以上 1 2 月未滿	121			
	1 2 月以上	121			

附則別表第3

イ 旧級が事務系職俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級 経過期間	9 級	10 級
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
7	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	1

	1 2 月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 1 2 月未満	8	1
	1 2 月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 1 2 月未満	12	1
	1 2 月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 1 2 月未満	16	1
	1 2 月以上	17	1
11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 1 2 月未満	20	1
	1 2 月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	2
	6 月以上 9 月未満	23	3
	9 月以上 1 2 月未満	24	4
	1 2 月以上	25	5
13	3 月未満	25	5
	3 月以上 6 月未満	26	6
	6 月以上 9 月未満	27	7
	9 月以上 1 2 月未満	28	8
	1 2 月以上	29	9
14	3 月未満	29	9
	3 月以上 6 月未満	30	10
	6 月以上 9 月未満	31	11
	9 月以上 1 2 月未満	32	12
	1 2 月以上	33	13
15	3 月未満	33	13
	3 月以上 6 月未満	34	13

	6 月以上 9 月未満	35	13
	9 月以上 1 2 月未満	36	14
	1 2 月以上	37	14

ロ 旧級が研究職俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	5 級	6 級
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
7	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上 1 2 月未満	4	1
	1 2 月以上	5	1
8	3 月未満	5	1

	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 1 2 月未満	8	1
	1 2 月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 1 2 月未満	12	1
	1 2 月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 1 2 月未満	16	1
	1 2 月以上	17	1
11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 1 2 月未満	20	1
	1 2 月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	1
	6 月以上 9 月未満	23	1
	9 月以上 1 2 月未満	24	1
	1 2 月以上	25	1
13	3 月未満	25	1
	3 月以上 6 月未満	26	1
	6 月以上 9 月未満	27	1
	9 月以上 1 2 月未満	28	1
	1 2 月以上	29	1
14	3 月未満	29	1
	3 月以上 6 月未満	30	1
	6 月以上 9 月未満	31	1
	9 月以上 1 2 月未満	32	1
	1 2 月以上	33	1
15	3 月未満	33	1
	3 月以上 6 月未満	34	1
	6 月以上 9 月未満	35	1
	9 月以上 1 2 月未満	36	1

	1 2 月以上	37	1
16	3 月未満	37	1
	3 月以上 6 月未満	38	1
	6 月以上 9 月未満	39	1
	9 月以上 1 2 月未満	40	1
	1 2 月以上	41	1
17	3 月未満	41	1
	3 月以上 6 月未満	42	1
	6 月以上 9 月未満	43	1
	9 月以上 1 2 月未満	44	1
	1 2 月以上	45	1
18	3 月未満	45	1
	3 月以上 6 月未満	46	1
	6 月以上 9 月未満	47	1
	9 月以上 1 2 月未満	48	1
	1 2 月以上	49	1
19	3 月未満	49	1
	3 月以上 6 月未満	50	1
	6 月以上 9 月未満	51	1
	9 月以上 1 2 月未満	52	1
	1 2 月以上	53	1
20	3 月未満	53	1
	3 月以上 6 月未満	54	2
	6 月以上 9 月未満	55	3
	9 月以上 1 2 月未満	56	4
	1 2 月以上	57	5
21	3 月未満	57	5
	3 月以上 6 月未満	58	6
	6 月以上 9 月未満	59	7
	9 月以上 1 2 月未満	60	8
	1 2 月以上	61	9
22	3 月未満	61	9
	3 月以上 6 月未満	62	9
	6 月以上 9 月未満	63	10
	9 月以上 1 2 月未満	64	10
	1 2 月以上	65	11
23	3 月未満	65	11
	3 月以上 6 月未満	66	11

	6 月以上 9 月未満	67	12
	9 月以上 1 2 月未満	68	12
	1 2 月以上	69	13

附 則（平成 1 9 年 4 月 1 日 研究所規則第 6 号）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（役職手当の額改正に伴う経過措置）

第 2 条 規程第 1 7 条により役職手当の支給対象となる官職を占める職員のうち、改正後に受ける役職手当の額が、経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該役職手当のほか、当該役職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を役職手当として支給する。

一 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで 1 0 0 / 1 0 0

二 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで 7 5 / 1 0 0

三 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで 5 0 / 1 0 0

四 平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで 2 5 / 1 0 0

第 3 条 前項に規定する経過措置基準額とは、次の表に掲げる職員の区分に応じ、定める額をいう。

H19.3.31	H19.4.1～H23.3.31			経過措置基準額	
	俸給表	職務の級	区分		
俸給表 適用	同一	同一	相当	H19.3.31 に受けていた手当額	
			下位	H19.3.31 に下位の区分を適用した場合の手当額	
		上位 (昇格)	相当	H19.3.31 に受けていた手当額（昇格前の手当額）	
			下位	H19.3.31 に下位の区分を適用した場合の手当額	
		下位 (降格)	相当	H19.3.31 に下位の級に降格した場合の手当額	
			下位	H19.3.31 に下位の級に降格し、下位の区分を適用した場合の手当額	
		俸給表異動 (適用変更)		相当	H19.3.31 に俸給表異動した場合の手当額
				下位	H19.3.31 に俸給表異動し、下位の区分を適用した場合の手当額
	役職手当最適用			理事長の定める額	
	人事交流等採用			理事長の定める額	

(広域異動手当に関する経過措置)

第4条 改正後の国立研究開発法人港湾空港技術研究所職員給与規程（以下「改正給与規程」という）第19条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は官公署等職員からの異動についても適用する。この場合、平成19年4月1日以後当該異動等の日から3年を経過する日まで広域異動手当を支給する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第5条 平成20年3月31日までの間においては、改正給与規程第19条の2第1項第一号中「6／100」とあるのは「4／100」とし、同項第二号中「3／100」とあるのは「2／100」とする。

附 則（平成19年7月1日 研究所規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年12月13日 研究所規則第10号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布日から施行し、改正後の独立行政法人港湾空港技術研究所職員給与規程の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月8日 研究所規則第9号）

(施行期日)

この規則は、平成21年4月8日から施行する。

附 則（平成21年5月29日 研究所規則第11号）

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第25条第2項、第26条第2項及び第29条第4項の規定の適用については、第25条第2項中「6月に支給する場合においては100分の140」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第26条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、第26条第2項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、第29条第4項中「100分の140」とあるのは「100分の160」とあるのは「100分の140」とあるのは「100分の145」とする。

附 則（平成21年11月27日 研究所規則第22号）

(施行期日)

- 第1条 この規則は平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人港湾空港技術研究所職員給与規程(以下この条において「改正給与規程」という。)第25条第2項から第5項、第29条第4項若しくは第31条第1項から第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの若しくは改正給与規程別表第4に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が1号俸から4号俸であるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(改正給与規程第22条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間がある職員にあつては、当該月数から当該機関を考慮して定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
研究職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して別に定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則(平成22年 3月18日 研究所規則第4号)
(施行期日)

1 この規則は平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月29日 研究所規則第13号)
(施行期日)

第1条 この規則は平成22年12月1日から施行する。

(平成２２年１２月に支給する期末手当に関する特例措置)

第２条 平成２２年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人港湾空港技術研究所職員給与規程（以下この条において「改正給与規程」という。）第２５条第２項から第５項、第２９条第４項若しくは第３１条第１項から第３項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄及び号俸欄に掲げるものであるもの若しくは改正給与規程別表第４に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が１号俸から３号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（改正給与規程第２２条第２項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	１級	１号俸から９３号俸まで
	２級	１号俸から６４号俸まで
	３級	１号俸から４８号俸まで
	４級	１号俸から３２号俸まで
	５級	１号俸から２４号俸まで
	６級	１号俸から１６号俸まで
	７級	１号俸から４号俸まで
研究職俸給表	１級	１号俸から９６号俸まで
	２級	１号俸から７２号俸まで
	３級	１号俸から４０号俸まで
	４級	１号俸から２４号俸まで
	５級	１号俸から４号俸まで

二 平成２２年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

第3条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第11条の規定の適用については、同条中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則 (平成23年 3月30日 研究所附則第3号)

(施行期日)

第1条 この規則は平成23年4月1日から施行する

(平成23年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び独立行政法人港湾空港技術研究所職員給与規程(以下この条において「給与規程」という)第29条に規程する俸給表の適用を受ける職員を除く)のうち、平成22年1月1日において給与規程第12条第3項の規程により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別で定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別で定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規程の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則 (平成23年4月28日 研究所規則第4号)

この規則は平成23年5月2日から施行する

附 則 (平成24年2月29日 研究所規則第1号)

この規則は平成24年3月1日から施行する

附 則 (平成24年3月30日 研究所規則第3号)

(施行期日)

第1条 この規則は平成24年4月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第25条第2項から第6項、第29条第4項若しくは第31条第1項から第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成23年4月1日(同月2日から平成24年3月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(附則第8条の適用を受けない職員に限る。))若しくは別表第4に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が1号俸から6号俸までであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))となった者(同月1日に減額改定対象職員であつ

た者で任用の事情を考慮して別で定めるものを除く。) にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日)) において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(第22条第2項に規定する別で定める額を除く。) の月額(附則第11条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同条の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額) の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から平成24年2月までの月数(同年4月1日から平成24年2月29日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
	8級	1号俸から4号俸
研究職俸給表	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
	4級	1号俸から36号俸まで
	5級	1号俸から16号俸まで

二 平成23年6月1日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して別で定める者を除く。) に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して別で定める者を除く。) に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(平成24年4月1日における号俸の調整)

第3条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員(同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び別表第4に規定する俸給表の適用を受ける職員(以下この条において「除外職員」という。)) である者を除く。) のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第12条第3項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下この条において「調整考慮事項」という。) を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この規定が適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸の

1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして平成24年4月1日に30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給抑制職員、平成20年昇給抑制職員、又は平成21年昇給抑制職員のいずれか2以上に該当する職員（別に定める職員は除く。）にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

第4条 附則第2条から前条までその他必要な事項は別に定める。

附 則（平成25年 3月29日 研究所規則第6号）
（施行期日）

第1条 この規程は平成25年4月1日から施行する。

（平成25年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において39歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び別表第4に規定する俸給表の適用を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員の調整日における号俸は、この規程の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

一 調整日において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年昇給抑制職員、平成20年昇給抑制職員、又は平成21年昇給抑制職員のいずれか2以上に該当する職員（別に定める職員は除く。）。

二 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年昇給抑制職員、平成20年昇給抑制職員、又は平成21年昇給抑制職員のいずれかに該当する職員（別に定める職員は除く。）。

第3条 前条におけるその他必要な事項は別に定める。

附 則（平成25年12月27日 研究所規則第11号）
（施行期日）

第1条 この規程は平成26年 1月 1日から施行する。

附 則（平成26年 3月28日 研究所規則第5号）
（施行期日）

第1条 この規程は平成26年4月1日から施行する。

（平成26年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において45歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び別表第4に規定する俸給表の適用を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員の調整日における号俸は、この規程の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

一 調整日において３８歳に満たない職員のうち、平成１９年昇給抑制職員、平成２０年昇給抑制職員、又は平成２１年昇給抑制職員のいずれにも該当する職員（別に定める職員は除く。）。

二 調整日において３８歳以上４０歳未満の職員のうち、平成１９年昇給抑制職員、平成２０年昇給抑制職員、又は平成２１年昇給抑制職員のいずれか２以上に該当する職員（別に定める職員は除く。）。

三 調整日において４０歳以上４５歳未満の職員のうち、平成１９年昇給抑制職員、平成２０年昇給抑制職員、又は平成２１年昇給抑制職員のいずれかに該当する職員（別に定める職員は除く。）。

第３条 前条におけるその他必要な事項は別に定める。

附 則（平成２６年１２月１日 研究所規則第１１号）

（施行期日等）

第１条 この規程は平成２６年１２月１日から施行する。

２ 改正後の独立行政法人港湾空港技術研究所職員給与規程（以下、「改正後の規程」という。）は平成２６年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人港湾空港技術研究所職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

（平成２７年３月３１日までの間における昇給に関する特例）

第３条 平成２７年３月３１日までの間における改正後の規則第１２条第４項の規定の適用については、同項中「４号俸」とあるのは「３号俸」と、「３号俸」とあるのは「２号俸」とする。また、同条第５項の規定の適用については、同項中「２号俸」とあるのは「１号俸」とし、その他の成績では昇給しないものとする。

附 則（平成２７年 ３月３０日 研究所規則第４号）

（施行期日等）

第１条 この規程は平成２７年４月１日から施行する。

（俸給の切替に伴う経過措置）

第２条 平成２７年４月１日（以下、「切替日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成３０年３月３１日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成１８年４月１日研究所規則第５号附則（以下「附則第５号」という。）第１１条の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再雇用制度に関する規則により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が当該表の職務の級

欄に掲げる職務の級以上である者（以下この条において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規程に準じて、俸給を支給する。

第3条 附則第5号第11条中、「当分の間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に改める。

第4条 第2条第1項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の国立研究開発法人港湾空港技術研究所職員給与規程（以下、「改正後の給与規程」という）第25条第5項の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と改正後の給与規程附則第2条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成28年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

第5条 平成28年3月31日までの間においては、改正後の給与規程第19条の2第1項第一号中「10/100」とあるのは「8/100」とし、同項第二号中「5/100」とあるのは「4/100」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第6条 切替日前に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は官公署等職員からの異動した場合における改正後の給与規程第19条の2の規定の適用については、同項第一号中「10/100」とあるのは「6/100」とし、同項第二号中「5/100」とあるのは「3/100」とする。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第7条 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する第22条第2項の適用については、同項中「3万円」とあるのを「2万6千円」とする。

附 則（平成28年 2月 5日 研究所規則第 1号）

（施行期日等）

第1条 この規程は平成28年 2月 5日から施行する。

2 改正後の国立研究開発法人港湾空港技術研究所職員給与規程（以下、「改正後の規程」という。）は平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の国立研究開発法人港湾空港技術研究所職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

（勤勉手当の特例）

第3条 改正後の規程第26条第2項第一号において、「100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）」とあるのは、「平成27年6月に支給する場合においては100分の75（特定管理職員にあつては、100分の95）、平成27年12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては100分の105）」とする。

（任期付研究員の給与の特例）

第4条 改正後の規程第29条第4項において、「100分の157.5」とあるのは、「平成27年6月に支給する場合においては100分の155、平成27年12月に支給する場合においては100分の160」とする。

第5条

附則（平成18年4月1日 研究所規則第5号）第14条において、「100分の1.2（特定管理職員にあつては100分の1.5）」とあるのは、「平成27年6月に支給する場合においては100分の1.125（特定管理職員にあつては100分の1.425）、平成27年12月に支給する場合においては100分の1.275（特定管理職員にあつては100分の1.575）」とし、「勤勉手当減額基礎額に100分の80（特定管理職員にあつては、100分の100）」とあるのは、「平成27年6月に支給する場合においては100分の75（特定管理職員にあつては100分の95）、平成27年12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては100分の105）」とする。

第6条

附 則（平成27年 3月30日 研究所規則第4号）第7条において、「平成30年3月31日」とあるのは「平成28年3月31日」とする。

附 則（平成28年 4月 1日 研究所規則第1号）

（施行期日等）

第1条 この規則は平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月25日 研究所規則第 5号）

(施行期日等)

第1条 この規則は平成28年11月25日から施行する。

2 改正後の港湾空港技術研究所職員給与規則（以下、「改正後の規則」という。）は平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の規則を適用する場合においては、改正前の港湾空港技術研究所職員給与規則に基づいて支給された給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

(任期付研究員の給与の特例)

第3条 改正後の規程第29条第4項において、「100分の162.5」とあるのは、
「平成28年6月に支給する場合においては100分の157.5、平成28年12月に支給する場合においては100分の167.5」とする。